

収支のバランスがとれた財政マネジメント

SDGsの
ゴール・
目標



実施項目名	特別会計事業の適正な運営	所管課	行政管理課 関係各課
主な課題	特別会計事業によるサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくため、「経営戦略」の改定等に取り組む必要があります。		
取組内容	地方財政法に規定する公営企業に位置付けられる特別会計については、中長期的な基本計画である「経営戦略」の定期的な見直し・公表を行うことで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現します。 また、公営企業に位置付けられていない特別会計についても、財政状況の中期見通しを改定・公表し、運営適正化に向けた取組の方向性を明確にします。		
取組による効果	「経営戦略」や「中期見通し」を改定・公表することにより、経営状況の的確な把握・見える化が推進され、計画的かつ合理的な経営を行い収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めることで、将来にわたって安定的に事業を継続することができます。		
県民から見た行政運営の変化(実施項目の目標)	特別会計事業の説明責任や透明性の向上と提供されるサービスの改善が図られることにより、県民の利便性の向上につながります。		

■具体的な取組

取組項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	達成目標
1 「経営戦略」の改定・公表				→		計画的かつ合理的な経営による経営基盤の強化
活動指標		改定及び公表 3会計	改定及び公表 2会計	改定及び公表 2会計		
	令和7年度までに「経営戦略」を改定し、公表 【対象となる特別会計(改定予定年月)】 ・中央卸売市場事業特別会計(R8.3) ・中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計(R7.3) ・国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計(R7.3) ・駐車場事業特別会計(R8.3) ・宜野湾港整備事業特別会計(R6.3) ・中城湾港(新港地区)整備事業特別会計(R6.3) ・中城湾港マリン・タウン特別会計(R6.3)					
2 「中期見通し」の改定・公表				→		計画的かつ合理的な経営による経営基盤の強化
活動指標		改定及び公表 4会計	改定及び公表 3会計	改定及び公表 1会計	改定及び公表 3会計	
	現行の「中期見通し」が終了するまでに「中期見通し」を改定し、公表 【対象となる特別会計(改定予定年月)】 ・所有者不明土地管理特別会計(R8.3) ・母子父子寡婦福祉資金特別会計(R6.3、R9.3) ・林業・木材産業改善資金特別会計(R7.3) ・沿岸漁業改善資金特別会計(R7.3) ・産業振興基金特別会計(R6.3、R9.3) ・中小企業振興資金特別会計(R7.3) ・中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計(R6.3) ・下地島空港特別会計(R6.3、R9.3)					

■成果指標

成果指標名	基準値 (R3又はR4)	年度ごとの目標値			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1 実質収支が黒字の特別会計の比率	100% (R3実績)	100%	100%	100%	100%

【参考】これまでの主な取組

「経営戦略」や「中期見通し」の策定及び公表を行うとともに、効果的・効率的な管理運営等、特別会計の運営適正化に取り組んできた。

特別会計事業 一覧

No.	特別会計名	所管課	特別会計の概要	取組内容
1	中央卸売市場事業特別会計	流通・加工推進課	中央卸売市場は、卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認定を受けて開設し、生鮮食料品等の公正かつ迅速な取引の確保及び生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図ることを目的としており、本特別会計は、同市場の建設及び管理運営を行うために設置されたものです。	「経営戦略」の改定
2	中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	企業立地推進課	中城湾港新港地区は、生産機能・流通機能を併せ持つ流通加工港湾としての機能強化を目指して整備を進めることとしており、本特別会計は、工業用地及び都市再開発用地の取得造成並びに売却を行うために設置されたものです。	「経営戦略」の改定
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	企業立地推進課	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区は、関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の特例措置を組み合わせ、企業の立地を促進するとともに、移輸出の促進を図るため設置された地区で、本特別会計は、同地区の管理運営を行うため設置されたものです。	「経営戦略」の改定
4	駐車場事業特別会計	道路管理課	県民広場地下駐車場は、行政・商業の中心である県庁周辺地区の駐車場不足や交通混雑の緩和を図ることなどを目的としており、本特別会計は、駐車場の建設及び管理運営を行うために設置されたものです。	「経営戦略」の改定
5	宜野湾港整備事業特別会計	港湾課	宜野湾港は、近接するコンベンションセンターやトロピカルビーチとともに観光リゾートの拠点を形成し、海洋レクリエーション需要へ対応することを目的としており、本特別会計は、宜野湾港マリーナの整備及び管理運営を行うために設置されたものです。	「経営戦略」の改定
6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	港湾課	中城湾港新港地区は、生産機能・流通機能を併せ持つ流通加工港湾としての機能強化を目指して整備を進めることとしており、本特別会計は、港湾関連施設等の整備及び管理運営を行うために設置されたものです。	「経営戦略」の改定
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	港湾課	中城湾港マリン・タウンプロジェクトは、海辺のまち「マリン・タウン」の形成を図ることとしており、本特別会計は、都市再開発等用地の取得造成及びその売却並びに港湾関連施設等の整備及び管理運営を行うために設置されたものです。	「経営戦略」の改定
8	所有者不明土地管理特別会計	管財課	本特別会計は、沖縄戦により公簿等が焼失し、戦後の米軍の土地所有権認定作業等において所有者が判明しなかったことにより生じた所有者不明土地を適正に管理し、真の所有者に返還するために設置されたものです。	中期見通しの改定
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	青少年・子ども家庭課	本特別会計は、母子及び父子並びに寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、事業資金、修学資金、住宅資金等を低利又は無利子で貸付けを行うために設置されたものです。 なお、貸付金の未収が発生しているため、未収金の解消に取り組んでいます。	中期見通しの改定
10	林業・木材産業改善資金特別会計	森林管理課	本特別会計は、林業・木材産業改善資金助成法に基づき、林業、木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止等を行うため、林業・木材産業従事者への貸付けを行うために設置されたものです。	中期見通しの改定

No.	特別会計名	所管課	特別会計の概要	取組内容
11	沿岸漁業改善資金特別会計	水産課	本特別会計は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沿岸漁業従事者等の経営等の改善を目的として、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けを行うために設置されたものです。	中期見通しの改定
12	産業振興基金特別会計	産業政策課	本特別会計は、本県の産業振興を図るため設置されたもので、平成元年に国から補助を受けて設置した沖縄県産業振興基金(110億円)の運用収益を財源に、戦略的産業育成支援事業や人材育成事業などの補助事業を実施しています。	中期見通しの改定
13	中小企業振興資金特別会計	中小企業支援課	本特別会計は、中小企業の設備の近代化・合理化を推進し、生産性の向上を図るために設置されたもので、公益財団法人沖縄県産業振興公社に対し、同公社が実施する機械類の貸与を実施するために必要な原資の貸付けを実施しています。	中期見通しの改定
14	中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計	港湾課	中城湾港(泡瀬地区)は、スポーツを中心とした商業や宿泊、海洋レジャーなどを展開するスポーツコンベンション拠点の形成を図ることとしており、本特別会計は、都市再開発等用地の取得造成及びその売却を行うために設置されたものです。 なお、埋立完了後、国から埋立地を購入し、地盤改良を施した後、沖縄市に売却することとなっています。	中期見通しの改定
15	下地島空港特別会計	空港課	下地島空港は、国内唯一の民間パイロットの訓練が行える飛行場としての機能を備えた地方管理空港として設置されており、本特別会計は、同空港の建設及び運営を行うために設置されたものです。	中期見通しの改定
16	農業改良資金特別会計	農政経済課	本特別会計は、農業改良資金融通法に基づき、農業経営の安定及び農業生産力の増強を目的に、農業の担い手が農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などの際に無利子で資金を貸し付けを行うために設置されたものです。 国の制度改正により、貸付主体が県から沖縄振興開発金融公庫に移管されたことから、県では、貸付の前提となる貸付資格の認定(農業改良措置に関する計画の認定)及び既に貸し付けた資金の管理及び回収業務を行っています。	実施項目 11-1「未収金の解消」における解消策の実行
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	中小企業支援課	本特別会計は、中小企業の設備近代化及び構造の高度化を図るために、企業の共同化、協業化等を行う場合に資金の貸付けを行うために設置されたもので、高度化事業を実施しています。 高度化事業及び設備資金事業(平成15年度事業休止)において貸付金の未収が発生しているため、未収金の解消に取り組んでいます。	実施項目 11-1「未収金の解消」における解消策の実行